

筒井工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～令和11年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：労働者に対する制度の周知・情報提供・相談体制の整備

<対策>

- 令和6年8月～ 育児休業等に関する諸制度の整備
- 令和6年12月～ 「育休復帰支援プラン」、両立支援制度、産前産後休業、育児休業等制度、育児休業給付金などについて全社員へ周知する
- 令和6年12月～ 諸制度に対する相談窓口を設け、相談体制の充実を図る

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和6年8月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

社員の時間単位有給制度を導入する。

<対策>

- 令和6年8月～ 有給休暇取得に向けた生産性向上の取組を強化
時間単位有給導入に向けた就業規則の改定を行う
- 令和6年9月～ 有休休暇の計画的付与を実施
時間単位有給制度導入、全社員への周知を行う
- 令和6年9月～ 有給休暇残日数を総務部及び製造部長にて管理し、必要に応じて本人及び所属長に休暇取得を促す

目標4：従業員の子供に対し「子ども参観日」を実施する

<対策>

- 令和7年1月～ 子供が親の働いているところを実際に見ることができる参観日を設ける